

最高裁判所 御中

公正な判決を求める要請書

原告 橋場恒幸は、大日本印刷株式会社の完全子会社である被告らの(株)DNP ファインエレクトロニクス（元請）と(株)DNP ミクロテクニカ（一次下請）を通じて、名目上は日本ユニ・デバイス(株)（二次下請）の社員として働いていました。しかし日常の業務は(株)DNP ファインエレクトロニクスの社員がサークル長として仕事の分担や指揮命令を行うなど、勤務の実態はいわゆる「二重偽装請負」の状態でした。

こうした偽装請負の違法性を原告は、2009年2月に埼玉労働局に申告、労働局はこれを認め関連3社に対して指導票の交付をして是正指導を行いました。これに対し、関連3社は、埼玉労働局長に是正報告書を提出しています。

2015年3月25日のさいたま地裁は、二重の偽装請負であったことを認め、DNP ファイン他2社に職業安定法44条と労働基準法6条の違反があったことを認定しました。しかしながら、地裁は、地位確認と損害賠償は認めませんでした。

控訴審である東京高等裁判所は、損害「額」の立証が重要な争点であったにもかかわらず、損害額の立証の機会を与えず、かつ、地裁の事実認定をほぼそのまま踏襲しているにもかかわらず、適正な請負であったと認定を覆し、職業安定法44条違反と労働基準法6条違反をも否定するという不当判決を2015年11月11日に出しました。

職業安定法施行規則4条1項では、1つでも要件に該当しなければ、適正な請負とは言えないと記載されていますが、本件において、原審が認定した事実によれば、職安法施行規則4条1項の要件を満たしていないことは明白です。また、2009年12月18日最高裁判所第二小法廷判決（平成20(受)1240）では「請負人による労働者に対する指揮命令がなく、注文者がその場屋内において労働者に直接具体的な指揮命令をして作業を行わせるような場合には、たとい請負人と注文者との間において請負契約という法形式が採られていたとしても、これを請負契約と評価することはできない」とされていることからも東京高等裁判所第15民事部での判決（2015年11月11日）は、明らかに審議不尽であり、日本国憲法27条1項で規定されている労働者の勤労の権利（働く権利）等を無視したものです。

請負労働者や派遣切りなどで失業者が急増する中、勇気をもって立ち上がった労働者の雇用と権利を守ってこそ、安心して暮せる社会になるものと考えます。

原告 橋場恒幸は、貴裁判所に上告及び上告受理申立を行いましたので、是非とも厳格に審理され、弁論を再開し公正な判決を強く要請します。

年 月 日

氏 名	住 所

※本署名における個人情報に関し、本目的以外での二次使用は一切行いません。

《連絡先・署名》 全印総連（全国印刷出版産業労働組合総連合会）・東京地連（東京地方連合会）

〒112-0003 東京都文京区春日2-24-11 NRK 春日ビル5F 電話 03-3818-5125